

平成28年(ワ)第1708号 不実告知等差止請求事件

原 告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット 外10名

被 告 株式会社ベルカディア

被告第1準備書面

平成28年11月22日

神戸地方裁判所第5民事部合議A係 御中

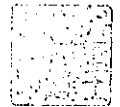
被告訴訟代理人弁護士

松 尾 栄 蔵



同

大 村 健



同

星 野 公 紀



頭書事件について、平成28年11月4日付けで原告らより提出された求釈明申立書(以下、「本求釈明申立書」という。)において、原告らが釈明を求めている事項について、被告は以下のとおり回答する。

第1 求釈明申立書1について

1 (1) について

被告が、本求釈明申立書別紙契約条項目録1の文言が記載された「イベント参加チケット」を使用していたのは、平成27年4月2日頃から平成28年1月28日頃までの期間である。

2 (2) について

被告は、現在、本求釈明申立書別紙契約条項目録1の文言が記載された「イベント参加チケット」を保管していない。

第2 求釈明申立書2について

1 (1) について

被告が本求釈明申立書別紙契約条項目録2の文言が記載された「イベント参加チケット」を使用していたのは、平成28年1月29日頃から平成28年6月15日頃までの期間である。

2 (2) について

被告は、現在、本求釈明申立書別紙契約条項目録まの文言が記載された「イベント参加チケット」を保管していない。
2

第3 求釈明申立書3について

1 (1) について

被告が本求釈明申立書別紙契約条項目録3の文言が記載された「イベント参加チケット」の使用を開始したのは、平成28年6月16日頃からである。

なお、被告が現在使用している「イベント参加チケット」に記載される文言は、下表の「被告が現在使用している文言」欄記載のとおりであり（甲10）、本求釈明申立書別紙契約条項目録3には、下線部のとおり2ヶ所の誤記があるものと考え、本求釈明申立書別紙契約条項目録3の文言を下表の「被告が現在使用している文言」欄記載の文言であることを前提として回答する。

求釈明申立書別紙契約条項目録3	被告が現在使用している文言
私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が	私は、M. O. C. のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が

<p>一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社に対する商法上及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任の追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。</p>	<p>一、私自身の生命・身体または財産に対して損害が生じた場合は、貴社の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合を除き、貴社に対する商法及び民法上の債務不履行責任及び不法行為責任の追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。</p>
--	---

2 (2) について

被告は、本求釈明申立書別紙契約条項目録3の文言が記載された「イベント参加チケット」を現在も使用している。

第4 求釈明申立書4について

1 (1) について

前述のように被告は、本求釈明申立書別紙契約条項目録3の文言が記載された「イベント参加チケット」を現在も使用している。

2 (2) について

被告において、現在「イベント参加チケット」に記載されている文言を変更する具体的な予定はないが、今後同文言を変更する可能性はある。

以上